

---

# 通所リハビリテーション サービス利用契約書

---

重要事項説明書  
個人情報使用同意書

医療法人博愛会 穎田病院  
短時間通所リハビリテーション りらいふ

# (介護予防) 通所リハビリテーションサービス利用契約書

利用者名： \_\_\_\_\_

事業所名：  穎田病院（短時間通所リハビリテーション りらいふ）

利用者 と 穎田病院（以下、当院という。）は、（介護予防）通所リハビリテーションサービスを利用、また提供するにあたり、次のとおり契約します。

## 第1条（サービスの目的及び内容）

1. 当院は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的として（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供します。
2. サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりとします。

## 第2条（契約期間と更新）

1. この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの利用者の要介護認定期間または要支援認定期間満期日とします。
2. 有効期間満了日の30日前までに、利用者から当院に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（サービス計画の作成・変更）

1. 当院は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」（以下「ケアプラン」という。）に沿って「（介護予防）通所リハビリテーション計画」（以下「サービス計画」という。）を作成します。
2. 当院は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、通所リハビリテーションサービスの目標を設定し、前項に規定する「サービス計画」に基づき計画的に行います。
3. 当院は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「サービス計画」の変更等の対応を行います。
4. 当院は、「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者またはその家族に対し、説明し同意を得ます。

#### 第4条（サービスの内容及びその提供）

1. 利用者が提供を受けるサービスの内容は、末尾添付の「サービス内容説明書」（以下「説明書」という。）に定めたとおりです。
2. 当院は、「説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
3. 当院は、サービスの実施ごとに、その内容等を記録表に記入します。またサービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めがあった場合はこれに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。
4. ただし、複写に際しては、当院は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

#### 第5条（緊急時の対応）

当院は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 第6条（居宅介護支援事業者との連携）

1. 当院は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。
2. 当院は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

#### 第7条（秘密保持）

1. 当院は業務上サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
2. 当院は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

## 第8条（賠償責任）

1. 当院はサービスの提供にあたって利用者およびその家族の生命・身体・財産などに損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
2. 前項の損害賠償義務の履行を確保するため、当院は、損害賠償責任保険に加入し、当該損害賠償責任保険の範囲内でその損害を賠償します。
3. 利用者またはその家族などが、当院のサービス従業員に対し、生命・身体・財産などの損害を与えた場合には、その損害賠償の請求をされることがあります。

## 第9条（利用者負担金及びその変更）

1. 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
2. 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、当院は利用者に説明します。
3. 当院は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 当院が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに口頭により説明し、利用者の同意を得ます。

## 第10条（利用者負担金の滞納）

1. 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2か月分以上滞納した場合には、当院は文書により10日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をしたときは、当院は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとし、ます。
3. 当院は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
4. 当院は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。
5. 未納金については、利用者、家族及びその代理人と協議するものとし、ます。

#### 第11条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

#### 第12条（利用者の解約権）

1. 利用者は当院に対して、契約終了希望日の7営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、当院は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 当院が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
  - (2) 当院が、利用者やその家族などに社会通念を逸脱する行為を行ったとき
  - (3) 他の事業所にてリハビリテーションサービスを利用する時（外来リハビリテーション、訪問リハビリテーション等）

#### 第13条（当院の解約権）

1. 当院は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、当院の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合は、介護支援専門員と協議の上、この契約を解約することができます。
  - (1) 通所リハビリテーションにおける目標・目的を達成した場合
  - (2) 他サービスの利用が適当と思われる場合
  - (3) 長期間（2ヶ月程度）ご利用にならず、他の利用者様が当院通所リハビリテーションのご利用を希望されている場合
  - (4) 当院通所リハビリテーションスタッフの指示に従わず、要介護状態を悪化させる恐れがあると判断される場合、または、他の利用者様の安全が確保できないと判断される場合

#### 第14条（契約終了時の援助）

契約を解約又は終了する場合には、当院はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

#### 第15条（苦情処理）

1. 当院は、利用者からの通所リハビリテーションサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
2. 当院は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

#### 第16条（利用者代理人）

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

#### 第17条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、当院の本社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第18条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

#### 第19条（協議事項）

この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

# 通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

＜令和6年6月1日現在＞

### 1. 利用者（被保険者）

要介護認定区分	
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
被保険者番号	

### 2. 法人（短時間通所リハビリテーション）の概要

名称・法人種別	医療法人博愛会
代表者名	理事長 山本 英彦
所在地・連絡先	(住所) 京都郡みやこ町勝山箕田298 (電話) 0930-32-2711 (FAX) 0930-32-2848

### 3. 事業所（短時間通所リハビリテーション）の概要

提供できるサービスの地域と種類

事業所名	頤田病院
所在地	福岡県飯塚市口原1061-1
管理者の氏名	本田 宜久
電話番号	0948-92-2250
FAX番号	0948-92-2240
サービス種別（介護保険指定番号）	4015519681
サービスを提供する地域	
飯塚市：下三緒・川島・吉原町・芳雄町・西徳前・東徳前・鯉田・柏の森・幸袋・目尾・津島・中・柳橋・吉北・相田・伊川・伊岐須・立岩・新立岩・川津・横田・飯塚・西町・本町・宮町・新飯塚・有井・有安・庄内元吉・大門・多田・綱分・仁保・鹿毛馬・片島・片島1丁目～3丁目・佐与・口原・勢田 福智町：赤池 小竹町：勝野・御徳・新山崎・新多	

## 4. 事業目的と運営方針等

### (1) 事業目的

医療法人博愛会 額田病院が運営する通所リハビリテーション（介護予防）は、人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な運営を確保し、リハビリテーションが必要とされる方々に対し、適正なサービスを提供することを事業目的とします。

### (2) 運営方針

- ① 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ② 事業にあたる職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供を行います。
- ③ 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族に対し事の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面による同意の確認をいたします。

### (3) サービスの特徴

平成20年4月1日より医療法人博愛会 額田病院として開院しました。地域に根ざし、真心の医療を提供することを基本方針とし、その一環で在宅医療事業を展開しています。

## 5. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	計
医師	医師	4 以上	0	4 以上
理学療法士	理学療法士	2 以上	0	2 以上
作業療法士	作業療法士	1 以上	0	1 以上
言語聴覚士	言語聴覚士	1 以上	0	1 以上
看護職員	看護師	1 以上	0	1 以上
管理栄養士	管理栄養士	0	0	0
社会福祉士	社会福祉士	0	0	0
介護職員	なし	4 以上	0	4 以上
事務員	なし	0	0	0
合 計		13 以上	0	13 以上

## 6. サービス提供の時間帯

営 業 日	営 業 時 間 帯		
月曜日～金曜日	10：00～11：30	13：00～14：30	14：30～16：00

※土曜、日曜、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）は休業日とする。

## 7. サービスの内容

### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
診察		<p>通所リハビリ開始時には医師が診察し、セラピストへ指示を出します。また、退院後や介護保険の更新・区分変更、状態の変化があった際にはその都度医師が診察をしてセラピストへ指示を出します。</p> <p>通所リハビリ利用中の緊急時に医師が診察し、状況に応じた対応を行います。</p>
利用者居宅訪問		<p>ご利用開始1月前後、または生活状況や環境が変わった場合に適宜居宅を訪問し、生活環境に応じた日常生活の留意点や介護の工夫等の指導・助言を行います。</p>
身体状況の把握		<p>通所リハ利用時に体温や血圧、脈拍などのバイタルサインを確認し、身体状況の把握に努めます。また、質問紙を用いた問診や身体評価を定期的に行い、身体状況の把握に努めます。</p>
(介護予防) 通所リハビリテーション計画書の作成		<p>利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。</p> <p>また、3ヵ月毎にリハ計画を見直すことにより、ご利用者の日常生活における活動の質の向上を図ります。</p>
利用者居宅への送迎		<p>事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
日常生活上のお世話	移動・移乗介助	<p>介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</p>
リハビリテーション	身体機能訓練	<p>ストレッチなどの関節可動域訓練や筋力増強訓練、立ち座りなどの動作訓練、歩行訓練や応用動作訓練を行います。また、必要に応じて、高次脳機能訓練や失語、嚥下機能訓練を行います。</p>
	日常生活動作を通じた訓練	<p>利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</p>
	レクリエーションを通じた訓練	<p>利用者の能力に応じて、集団的に行う体操などを通じた訓練を行います。</p>
	器具等を使用した訓練	<p>利用者の能力に応じて、専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。</p>
科学的介護推進体制加算		<p>科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進していきます。</p>

(2) 特別なサービスについて

サービス区分と種類		サービスの内容
特別なサービス (必要と認められる場合に提供します。)	短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院直後または要介護と初めて認定された利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復させるための集中的なリハビリテーションを個別に実施します。
	リハビリテーション会議	リハビリに関する専門的な見地から利用者の情報を共有し、適切なサービスの提供を行うために、利用者、家族および、医師、セラピスト、ケアマネジャー、その他関係者により会議を開催いたします。
	退院時共同指導加算	入院中の方が退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し、利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、通所リハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を通所リハビリテーション計画に反映させます。
その他	食事、入浴サービスの提供について	当院短時間通所リハビリテーションにおいてはサービスの提供はございません。

(3) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4) 通所リハビリテーション利用中の診察について

通所リハビリテーション中には緊急時には医師が診察し、状態を判断いたします。状態により医療保険での診察が必要になる場合がありますので、医療保険証をご持参下さいますようお願いいたします。

定期受診の際には通所リハビリの利用時間外に受診するようお願いいたします。

また、診察後には送迎のご利用は出来ません。ご家族による送迎か公共交通機関をご利用下さい。

## 8. 利用者負担金

### (1) 利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、下記表のサービス費の1割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、当院が別に設定し、全額が利用者の負担となります。

### (2) ①提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供時間数	1時間以上2時間未満				
サービス提供区分	介護度	利用料金	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
通所 リハビリテーション	要介護1	3,753円/日	375円/日	751円/日	1,126円/日
	要介護2	4,048円/日	405円/日	810円/日	1,214円/日
	要介護3	4,363円/日	436円/日	873円/日	1,309円/日
	要介護4	4,658円/日	466円/日	932円/日	1,397円/日
	要介護5	4,994円/日	499円/日	999円/日	1,498円/日
介護予防通所 リハビリテーション	要支援1	23,066円/月	2,307円/月	4,613円/月	6,920円/月
	要支援2	42,999円/月	4,300円/月	8,600円/月	12,900円/月

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所リハビリテーション計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所リハビリテーション計画の見直しを行いません。

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

②通所リハビリテーションに関わる加算について

要支援度 による 区分	加 算	利用料	利用者負担額			算定回数
			1割	2割	3割	
要介護度 なし による 区分	理学療法士等体制強化加算 注)1	305 円/回	31 円	61 円	92 円	1 日につき
	科学的介護推進体制加算	407 円/回	41 円	81 円	122 円	1 月につき
	短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院(通所)日又は認定日から起算して3月以内	1,118 円/回	112 円	224 円	336 円	1 日につき
	通所リハ送迎減算	-478 円/回	-48 円	-96 円	-143 円	1 回につき
	退院時共同指導加算	6,102 円/回	610 円	1,220 円	1,831 円	1 回につき

注)1 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の通所リハビリテーションにおいて理学療法士等を専従かつ常勤で 2 名以上加配して実施した日数に加算します。

③介護予防通所リハビリテーションに関わる加算について

要支援度 による 区分	加 算	利用料	利用者負担額			算定回数
			1割	2割	3割	
要介護度 による 区分なし	科学的介護推進体制加算	407 円/回	41 円	81 円	122 円	1 月につき
	退院時共同指導加算	6,102 円/回	610 円	1,220 円	1,831 円	1 回につき

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(3) 交通費

事業所の概要で記載しました、「サービスを提供する地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方につきましては、送迎範囲外となり基本的に送迎は有りませんが、地域によっては送迎可能となる場合がありますのでご相談下さい。その際は、交通費の実費(往復 500 円/回)をお支払いいただきます。

(4) 利用者負担金のお支払い方法

当院は、当月末日までの利用者負担金の請求書を翌月 10 日以降にお渡しします。利用者は翌月の末日までに、原則病院窓口でお支払いをお願いします。

(5) 領収書の発行

当院は、利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。ただし、銀行振込は銀行が発行する「振込明細書」をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

(6) 複写物

サービス提供記録等の複写に際しては、文書料として 1 部につき 1,080 円(税込)のご負担となります。

## 9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医氏名	
医療機関名	
所在地 連絡先	所在地 電話番号

緊急連絡先者 氏名（続柄）	
住所	
連絡先	自宅 勤務先 携帯

## 10. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当事業所	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0948-92-2250
相談窓口	担当者 高橋 遼

福岡県	福岡県国民健康保険団体連合会 092-642-7859
田川・桂川	介護保険連合田川・桂川支部（田川） 0947-49-1093
鞍手	介護保険連合鞍手支部 0949-34-5046
飯塚市	飯塚市役所福祉部 介護保険課介護総務係 0948-22-5500
直方市	直方市役所保険課 介護保険係 0949-25-2116
小竹町	小竹町役場 保険福祉課福祉係 09496-2-1219
福智町	福智町役場 福祉課福祉係 0947-22-7763

## 1 1 . 損害賠償責任保険

利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 1 2 . 事業所（病院）の概要

名称	医療法人博愛会 颯田病院
代表者名	院長 本田 宜久
本社所在地 連絡先	所在地 飯塚市口原 1061-1 電話番号 0948-92-2131 F A X 0948-92-0730

## サービス内容説明書

### 1. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの内容

(1) 提供するサービスの内容は次のとおりです。

曜日	提供時間
月・火・水・木・金	<input type="checkbox"/> 10:00～11:30
	<input type="checkbox"/> 13:00～14:30
	<input type="checkbox"/> 14:30～16:00

送迎	科学的介護推進体制加算	リハビリテーション会議	理学療法士等体制強化加算	個別短期集中リハ実施加算	退院時共同指導加算

※ 利用者のご都合により日時を変更する場合は、協議して定めます。

(2) サービス従業員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員とします。

### 2. 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、1か月ごとにお支払いいただきます。

お支払いいただく利用負担金は、概ね次のとおりです。

区分	算定根拠 (単価、加算ほか)	サービス費 (10割)	利用者負担金 (割)
基本 料金	<input type="checkbox"/> 介護予防通所リハビリテーション費 (要支援 1・2)	円	円
	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション費 (要介護 1・2・3・4・5)		
加算	<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算	円	円
加算	<input type="checkbox"/> 理学療法士等体制強化加算(要介護のみ)	円	円
加算	<input type="checkbox"/>	円	円
加算	<input type="checkbox"/>	円	円
減算	<input type="checkbox"/> 送迎減算(往復)	円	円
合 計 (1か月あたり 回の概算)		円	円
1か月あたり、約 円程度のお支払いとなります			

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス費の自己負担割合分をお支払いいただきます。
- ② サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額(10割)をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などにより、サービス費の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

### 3. その他

(1) 利用者がサービス従業員の変更を希望される場合、変更を拒む正当な理由がない限り対応いたしますのでご相談ください。

#### (2) 送迎について

##### ①利用対象者は、軽度の介助で乗降できる方

当院の送迎車をご利用される利用者さんは、原則として、自力歩行あるいは軽度の介助で乗降できる方を対象としております。

##### ②ご自宅付近を乗降場所とすることがあります

原則は、利用者さんのご自宅玄関まで送迎しますが、道が狭く送迎車が進入できにくい所や、車を停止できそうにない場所である場合、利用者さんとの協議の上、ご自宅付近の場所で乗降して頂くことがあります。

##### ③緊急対応時に同乗者の協力を求める場合があります

同乗される利用者さんの容態が急変することが考えられます。当院スタッフによる緊急対応等で、同乗者の皆様にご協力を求めることがあります。

##### ④緊急対応等で当院に戻る場合があります

同乗される利用者さんの容態が急変し、医師の判断により当院に送迎車に戻る場合があります。

##### ⑤想定外の事態により送迎時間に到着できない場合があります

想定外の渋滞などにより送迎車が約束の時間に間に合わないことがあります。その際、送迎車から連絡いたしますが送迎車到着を待たずに、ご自身で当院へ行かれる場合は、その旨を当院リハビリへご連絡ください。

##### ⑥送迎をキャンセルされる場合は連絡が必要です

送迎を予定していた日時をキャンセルされる場合は、至急リハビリへご連絡を願います。また、送迎キャンセルの連絡が無く、発車時刻となっても乗車されない場合、不乗車のまま発車いたしますことをご了承ください。

##### ⑦指定場所以外の乗降はできません

送迎は、当院とご自宅との送迎を行うものであり、途中下車や進路変更のご要望は受け付けられません。

##### ⑧同乗者に迷惑をかける行為が著しい場合はお断りすることがあります

利用者さんが車内で大声を発するなど同乗者に迷惑をかけることがあり、注意を促しても改善が見られない場合は、送迎車の利用を控えて頂くことがあります。

##### ⑨同乗者全員のリハビリが終了してから発車します

送迎車発車時刻になるまで及び同乗者の方が全員揃うまで出発しません。

##### ⑩天候不良時は送迎を実施できない場合があります

患者さん及びスタッフの安全確保の観点から天候不良時は送迎が実施できない場合、事前にスタッフよりお知らせいたします。

※当院としては、送迎中に事故・災害を受けた場合の利用者に対する補償責任は負いかねますが、当院に過失があった場合は必要な措置を講じます。

以上の事項をご承諾及びご誓約頂いて、送迎運行サービスを開始します。

【説明確認欄】

通所リハビリテーションサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者) 福岡県飯塚市口原 1061 番地 1

医療法人博愛会 穎田病院

管理者 院長 本田宜久 ⑩

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び重要事項説明書により、医療法人博愛会 穎田病院から説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(続柄: \_\_\_\_\_ )

電話 \_\_\_\_\_

# 通所リハビリテーション 個人情報使用同意書

利用者、およびその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 目的

利用者が円滑に医療・介護サービスを受けられるよう、医療・介護等の関係機関が必要な利用者情報を共有します。

## 使用する機関の範囲

利用者が関連するサービス・援助を受けている機関（関係医療機関、関係薬局、関係介護機関およびその他関係するサービス・援助を受けている機関）

## インターネットによる情報共有

医療・福祉行為の提供を円滑に行うため、利用者の個人情報はインターネットを活用した在宅医療連携システムで連携する関係医療機関、関係薬局、関係介護機関およびその他関係するサービス・援助を受けている機関と共有されます。連携者は利用者毎に設定致しますので、関係者以外が利用者の個人情報を知り得ることはありません。

## 学会・研究、研修

学会や研修、研究等で医療や介護の発展を目的として個人情報を利用する場合がありますが、この場合は個人が特定されないよう匿名化して使用します。匿名化が困難な場合は利用者に通知の上同意を得ます。

## 使用する期間

契約で定める期間

## 条件

- (1) 個人情報の提供・共有は、必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議において、出席者、議事内容等を記録しておく。
- (3) 通所リハビリテーションで使用する個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理する。

令和 年 月 日

医療機関名：医療法人博愛会 穎田病院  
管 理 者：院長 本田 宜久

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(家族) 氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： )

(代理人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

選任した場合